政府調達苦情処理推進会議運営要領

平成7年12月14日 政府調達苦情処理推進会議議長決定 平成11年1月11日改正 平成13年1月 6日改正 平成19年1月 9日改正 平成20年1月11日改正 平成21年10月16日改正 平成24年4月24日改正 平成26年4月4日改正 令和2年12月16日改正 令和4年1月28日改正

「政府調達苦情処理推進会議の設置について」(平成7年12月1日付け閣議決定)に基づき、 政府調達苦情処理推進会議(以下「会議」という。)の運営について、次のとおり定める。

- 1. 会議の会合の招集 会議の会合は、議長が招集する。
- 2. 政府調達苦情検討委員会 政府調達苦情検討委員会の運営に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

3. 幹事会

- (1) 幹事会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 幹事会の会合は、幹事長が招集する。
- (3) 幹事会は、関係省庁間の連絡調整の円滑化を図る。
- (4) 幹事会は、「政府調達の自主的措置に関する関係省庁等連絡会議」(平成 26 年 3 月 31 日関係省庁等申合せ) との連携を図る。
- (5) 幹事会は、議長の承認を得た場合には、幹事会の決定をもって会議の決定とすることができる。

別紙

内閣府大臣官房会計課長 内閣官房内閣参事官 内閣法制局長官総務室会計課長 警察庁長官官房会計課長 金融庁総合政策局秘書課長 消費者庁総務課長 こども家庭庁長官官房参事官(会計担当) デジタル庁会計担当参事官 復興庁会計担当参事官 総務省大臣官房会計課長 法務省大臣官房会計課長 外務省大臣官房会計課長 外務省経済局国際貿易課長 財務省大臣官房会計課長 文部科学省大臣官房会計課長 厚生労働省大臣官房会計課長 農林水産省大臣官房参事官(経理) 経済産業省大臣官房会計課長 国土交通省大臣官房会計課長 環境省大臣官房会計課長 防衛省大臣官房会計課長